

「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」における主な意見

(第6回会合～第15回会合の議事要旨から抜粋)

1 支障除去等の費用負担の考え方について

(第6回会合)

支障除去等の費用負担は企業も含めた国民全体でどう負担するのかを考えていくことが基本である。

基金については、国、都道府県等及び産業界が応分の負担をすべきで、これを一般国民に広げてしまわず、広い意味での汚染者負担原則を根本とすべき。

国も既に応分の負担をしているので、一般国民まで広げてしまわずどこかで区切る必要がある。

(第8回会合)

「支援の必要性」については、地方間での廃棄物流入による公平性の観点を考慮して作成されたスキームであり、支援は必要であると考え。また、自治体による流入規制が産業界に影響する可能性もあることから、流入規制を防ぐという観点は必要性に関する論点であると考え。

(第9回会合)

支障除去等の費用負担について、排出事業者の責任が大きいから負担すべきだという議論がされているが、許可業者による不法投棄等が発生している状況については、行政の管理責任や法制度の問題があると考え。

リスクを分担するという意味では、ビジネスをやっている限りは、適正にやっているから不法投棄等とは関係ないという考え方は成り立たないと考え。さらに、行政もリスクを負っているわけで、リスクを認識して負担するという覚悟が必要と考え。

(第10回会合)

支障除去等の費用について、行政が負担することに対する住民理解が得られにくいということであるが、原因者が無資力等の場合は制度上行政が負担することになっている。原因者に資力があるにもかかわらず行政が費用負担する場合は納得できないだろうが、そのような例はあまりない。

原因者が判明していて、かつ資力がある場合は、代執行の費用を当然に請求すべきである。しかし、原因者が判明していても資力がない場合は、行政以外の支援も必要ということで民間にも支援を求めていると考えている。

支障除去等の費用について、原因者ではなく行政が負担する理由として、一般的に自治体はその地域の住民に対して健康保持義務のようなものを負っていることから、行政代執行をしなければならないと考えられる。

不法投棄問題については、最終的には負担を転嫁できなければならない。全てが公的負担となつてはおかしいという前提があつて、今は公的負担が半分、民間負担が半分という枠組みになっているが、そのことについても議論すべきであろう。

捨てられた自治体だけが費用を負担するというだけでは、議会や住民の理解は得られない。

処理業者が自分のために保証金を積むことはあり得るかもしれないが、不法行為を行う者のために保証金を積むという議論はあり得ない。

(第11回会合)

量に応じて負担する方式は原因者負担、マニフェスト方式は広い意味での受益者負担といえるのではないか。処理業者が加入する保険や共済のような考え方は、原因者負担や受益者負担とは別な考え方ではないか。

支障除去等の費用について、被害者である自治体が全て負担しなければならないというのはおかしい。事前協議されている場合、出した側も受けた側も応分の負担をすべきである。行政が負担する場合の原資は税金であることから、税金から払うのか業界から払うのかという負担のあり方の話が大きいと考える。

負担する側からすると、ゆえなく、際限なく負担を求められていると感じ、非常にいら立ちを持っている。

支援の必要性や妥当性についての基本的な考え方や論理というものについて、整理する必要があると考える。

支障除去等の費用について、国民が負担する理由付けは難しい。

(第12回会合)

排出事業者責任に則り適正に処理を行っている事業者が、犯罪行為の後始末をしなければならない理由がわからない。

基金による支援制度があることによって、行政が地域の環境を守ることができるのは事実であることから、支援制度は必要だと考える。

(第13回会合)

社会貢献の観点から、平成25年度から27年度の3年間は基金へ出えんしよと思うが、それ以降については難しいと考えている。

(第14回会合)

費用負担については、誰が幾ら出すべきかの議論は尽きないが、目の前の支障に対して緊急に対応をする必要があるという理解のもと、社会貢献の観点から費用負担をしているが、社会貢献という美名だけでいつまでもただらと負担をさせるというのは、いい加減にしてくれと感じる。

2 支障除去等の費用負担の仕組みについて

(第6回会合)

電子マニフェストによる費用徴収はシステムが複雑になりコストがかかるため、無理がある。

基金については、社会貢献としての任意拠出でしか押さえきれないと考えられる。その中で、徴収コストを下げて、わかりやすい仕組みを考える必要がある。

広く薄くということを見るとマニフェスト方式が一番よく、土壌汚染におけるマニフェストを活用したスキームを適用した場合の問題を議論する必要がある。

循環型社会では、資源の採取から最終の環境保全までを一括して物流管理するのが大前提であり、役割分担や責任の所在を管理できるのはマニフェスト方式だと思う。

マニフェストを販売している立場からは、少なくとも現時点では、寄付金付きのマニフェストを発行する考えは持っていない。

(第7回会合)

公平性を考えると、義務による強制的な徴収をしないと難しいところがある。任意の場合、任意の範囲で不公平が生じてくると思われる。

適正な処理にコストをかけて努力している業者が報われないような仕組みはおかしいと思うので、努力が報われるような仕組みというものはぜひ頭に置いていただきたい。

(第9回会合)

支障除去等の費用負担については、排出事業者に負担を求める方法と許可業者に負担を求める方法とでは違いが生じると思われるが、どちらか一方ではなく両方ともに負担を求めることが必要であることから、それぞれを分けてルール化する必要があると考えられる。

許可業者に費用負担を求める場合には、中間処理業者や積替え保管業者に対して積立金を積み立てさせる方法も考える必要があると思う。

支障の除去等に要する費用の負担に関して、不法投棄事案は排出事業者によるものが最も多いことから、広く、薄く徴収せざるを得ないと思う。

費用負担に関しては、不適正処理は処理業者によるものが多いことから、保険や共済組合等お金をストックさせる仕組みが考えられるのではないかと。

行政に関しては、広く薄く、あるいは協力的なものも含め負担をそれなりにプールする仕組みが必要ではないかと。

支障の除去等に要する費用の負担に関して、排出事業者・処理業者・行政がそれぞれが負担し、支援に必要な処理費用に充てる仕組みが必要と考える。

違法行為をした者の所在がわからなかったり資力がないときの費用負担については、税金で全部やるか、それとも産業界にも一定の負担を求めるかが肝心なところだと考える。

(第10回会合)

不法投棄よりも不適正処理の方が件数が多く経費もかかるのであれば、処理業者の許可制度の中でカバーするような方法もあり得るのではないかと。

自治体の負担について、プール制のようなものにするということは合理的と思う。

不適正処理に対しては、保証金制度の設定といった、担保を設ける制度について検討するべきと考える。

何らかの形で産業廃棄物行政が関与している施設については、許可する際に資金を出してもらおうことも一つの方法ではないかと。

負担のあり方については、平成9年の原状回復制度研究会でも議論され、団体経由のボランティアしかないだろうとの結論が出ており、強制は難しいと考える。

(第11回会合)

量に応じて負担する方式は原因者負担、マニフェスト方式は広い意味での受益者負担といえるのではないかと。処理業者が加入する保険や共済のような考え方は、原因者負担や受益者負担とは別な考え方ではないかと。(再掲)

マニフェストの受益者はかなり幅広であるが、不法投棄と結びついているという認識は持っていない。また、量に応じて負担する方式は、原因者負担の考え方とは異なるのではないかと。

マニフェスト方式のデメリットとして自己処理量分の徴収が困難とされることに違和感がある。

最終処分量に応じた方式で最終処分量が減少傾向にあることをデメリットとした場合、最終処分量が減ることが悪いことであると誤解されるのではないかと。

(第12回会合)

出えん可能残額があるにもかかわらず、一定の金額を常に一定の方法で集める必然性に疑問を持つ。必要な額について、その都度見直していくような仕組みが必要と考える。

不法投棄等はなくならないと考えた場合、現在のような産業界の社会貢献に依存した制度は限界があると思う。

産業界から一定規模の金額の拠出を想定するのであれば、任意の拠出という考え方はなじまないと考える。

不法投棄等が減少傾向にあり、基金についても縮小・解消に向かうべき中で、従来は社会貢献として任意の拠出であったものを義務的な色彩が強い方式にすることについては抵抗感がある。

不法投棄等が大社会問題になっていた時期でさえ、基金への出えんを義務的なものにしなかったところであり、その後、関係者が一生懸命さまざまな努力や負担をしながら、不法投棄等を減らしてきている中で、義務的なものとするについては納得できない。

(第13回会合)

処理業の許可制度を利用して許可業者自身が供託金を積むという制度や、相互扶助に立った保険制度の設置といった方法が考えられる。しかし、適正な処理業者が不法な業者の面倒を見る必要性に関する議論は当然あるかと思われるので、自分の分を負担するのか、相互扶助に立つのかは、処理業界で議論すればよいと思う。

3 基金制度の必要性・妥当性について

(第6回会合)

基金制度ができたときは、基金の後ろ盾があることで早期に行政命令を発動し、芽の段階で摘み取ることが期待されていたが、説得性のある事例は報告されていない。

行政代執行による支障の除去が住民理解を得られない等の理由により、基金が活用されないという問題がある。

基金がなければもっと大々的に都道府県等による流入規制が始まっていると思う。

(第7回会合)

基金の効果により不法投棄の規模が小さくなると自治体側は指摘するが、費用負担者側としては実証的に議論をしていくべきと考える。基金の効果として摘発を早くできたことは理解できるが、本来行政がやるべきことをやっ

ていなかったとも考えられる。

基金の効果について、不法投棄等の拡大防止に役立ってきたとは思いますが、依然として大規模な事案への支援要請があることを考えると効果に疑問もある。

基金の造成においては、いかに徴収コストを低く抑えて効率的に徴収するかという点が重要と考える。任意では厳しいところもある。

(第9回会合)

都道府県等による廃棄物の流入規制に対して、基金による支援制度が歯止めとなるような効果を果たしているという認識はない。

(第10回会合)

基金の効果として、不法投棄等への迅速な対応が可能となることが期待されたが、必ずしも機能しているとは言えない。

(第12回会合)

出えん可能残額があるにもかかわらず、一定の金額を常に一定の方法で集める必然性に疑問を持つ。必要な額について、その都度見直していくような仕組みが必要と考える。(再掲)

不法投棄等が減少傾向にあり、基金についても縮小・解消に向かうべき中で、従来は社会貢献として任意の拠出であったものを義務的な色彩が強い方式にすることについては抵抗感がある。(再掲)

不法投棄等が大社会問題になっていた時期でさえ、基金への出えんを義務的なものにしなかったところであり、その後、関係者が一生懸命さまざまな努力や負担をしながら、不法投棄等を減らしてきている中で、義務的なものとするについては納得できない。(再掲)

基金による支援制度があることによって、行政が地域の環境を守ることができるのは事実であることから、支援制度は必要だと考える。(再掲)

(第13回会合)

行政としては、不法投棄等の支障除去に対して、基金制度は有効な取組みであると思っており、基金の存在が対策措置を講ずるということに大きく貢献したと思っている。

社会貢献の観点から、平成25年度から27年度の3年間は基金へ出えんしようと思うが、それ以降については難しいと考えている。(再掲)